

未請求の方々への取り組みについて

<これまでの取り組み>

- 事故発生時に避難等対象区域に居住していた方々（約16.5万名）のうち、精神的損害のご請求を頂いていない方は、本年5月末時点で723名となり、99.6%の方々にお支払い済み（前回報告時点昨年12月末時点から、42名の方々が新たにご請求）。
- これまで、電話・戸別訪問・ダイレクトメール送付などによってご請求を頂けるよう継続的なご案内を実施。また、自治体広報誌や役場設置のパンフレットに、当社へ請求を促す記事を掲載いただくなど、地元自治体さまにもご協力をいただきながら、ご請求のご案内を実施。
- さらに、本年は、ご請求の意思を確認できていない方々に対し、お電話・戸別訪問・ダイレクトメールを送付し、改めてご意向の確認を実施。その結果、ご請求の意思を確認できた方々に請求書作成支援を実施するとともに、弊社にてご住所・ご連絡先を把握できていない方（転居済みの方等）に対して、地元自治体さまにご協力いただきながら、未請求の方々への取り組みを実施。

<今後の取り組み>

- 電話・戸別訪問等の継続
ダイレクトメールの送付によって、ご請求の意思を確認できた方々や意思を確認中の方々に対し、定期的に電話・戸別訪問により、ご請求を頂けるよう継続的なご案内を行い、これまでの取り組みを含め、引き続き請求促進に向け推進。
- 地元自治体との協働
地元自治体さまと協働し、引き続き未請求の方々への取り組みを推進。
- 今後の取組方針と本報告の方法
次回以降の原子力損害賠償紛争審査会において、上記の取り組みを踏まえ、ご請求意思の確認結果を整理し、今後の取組方針と報告方法をお示しする予定。

<消滅時効に関する弊社の考え方>

- 本年4月21日に変更認定された総合特別事業計画で追記したとおり、弊社は、時効を理由に一律にお断りすることはせず、時効完成後であっても 被害者の方々の個々のご事情について十分に配慮しつつ、引き続き真摯に対応する。
- なお、消滅時効に関する弊社の考え方については、弊社のプレスリリースやホームページにおいても公表済み。

以上